

消費税率引き上げに伴う上下水道料金等の改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、上下水道料金及び水道加入分担金についても同様の改定をさせていただきます。

料金の改定は令和元年10月使用分以降から実施いたします。

ただし、令和元年10月1日以前より継続して使用している場合、水道の検針等により令和元年10月31日までに料金が確定するものについては、経過措置として現行料金(消費税率8%)が適用されます。

【新料金表】(1ヶ月につき)

■上水道料金

料率 用途	基本料金		超過料金
	水量	料金	1㎡につき
一般用	5㎡まで	660円	132円
官公署学校病院営業	50㎡まで	6,600円	
共用	5㎡まで	660円	
工業用	200㎡まで	26,400円	
臨時用	10㎡まで	1,320円	

■公共下水道使用料および農業集落排水施設使用料

基本料金		超過料金(1㎡につき)	
汚水量	料金	汚水量	料金
10㎡まで	1,430円	11㎡~30㎡	154円
		31㎡~60㎡	165円
		61㎡~100㎡	176円
		101㎡~	187円

■簡易水道料金

料率 用途	基本料金		超過料金
	水量	料金	1㎡につき
一般用	10㎡まで	660円	110円
その他	上水道の例による		

■合併処理浄化槽使用料

浄化槽の人槽	料金
5人槽	3,767円
6人槽	4,521円
7人槽	5,274円
8人槽	6,028円
10人槽	7,535円

(営業用は別途)

■メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
使用料	110円	198円	220円	330円	385円
口径	50mm	75mm	100mm	125mm	
使用料	1,364円	2,398円	2,860円	3,707円	

※ 上記の表は10%の消費税相当額を含みます。

料金表の単価に使用量を乗じて使用料金を算出します。(メーター使用料・合併処理浄化槽使用料は表のとおり) 1円未満の端数については切り捨てます。

■上水道・簡易水道加入分担金

メーター口径	分担金	消費税10%	納入額
13 mm	100,000円	10,000円	110,000円
20 mm	146,000円	14,600円	160,600円
25 mm	181,000円	18,100円	199,100円
30 mm	235,000円	23,500円	258,500円
40 mm	323,000円	32,300円	355,300円
50 mm	532,000円	53,200円	585,200円
75 mm	798,000円	79,800円	877,800円
100 mm	1,404,000円	140,400円	1,544,400円
125 mm	2,180,000円	218,000円	2,398,000円



お問い合わせ先

東吾妻町役場 上下水道課

TEL:0279-76-4010

FAX:0279-76-4162